

鳥取県砂利採取事務取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）、砂利採取法施行令（昭和43年政令第241号。以下「政令」という。）、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号。以下「登録省令」という。）及び砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省令、建設省令第1号。以下「認可省令」という。）並びに鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号。以下「条例」という。）及び鳥取県砂利採取条例施行規則（平成16年鳥取県規則第20号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、政令、登録省令、認可省令、条例及び規則の例による。

(砂利採取業の定義)

第3条 砂利を採取する者が行う行為が、次の各号いずれにも該当するときは、砂利採取業に該当するものとする。

- (1) 営利又は非営利に関わらず、砂利の採取を事業目的とし、かつ、当該砂利の採取が1箇月以上継続していること。
- (2) 当該砂利の採取に係る砂利を販売し、又は他の場所において使用していること。

第2章 業者登録

(業者登録の申請)

第4条 法第4条第1項の規定に基づく業者登録の申請は、知事又は、住所地又は主たる事務所の所在地において、次の表の住所地又は所在地の区分に従い、それぞれ同表の所管総合事務所長等の欄に定める総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は県土整備事務所長（以下「総合事務所長等」という。）に、登録省令様式第1の砂利採取業者登録申請書を提出して行うものとする。

住 所 地 又 は 所 在 地	所管総合事務所長等
鳥取市及び岩美郡	鳥取県土整備事務所長
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所長
米子市及び境港市並びに西伯郡	西部総合事務所長
八頭郡	八頭県土整備事務所長
日野郡	西部総合事務所 日野振興センター所長

2 前項の規定に基づき砂利採取業者登録申請書の提出を受けた総合事務所長等は、当該申請書の形式的な事項について審査し、速やかに知事に進達するものとする。

3 登録省令第2条第2項の書類は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該号に定めるとおりとする。

- (1) 登録省令第2条第2項第1号 誓約書（申請者用）（要綱様式第1号）
- (2) 登録省令第2条第2項第2号 登録省令様式第11の写し又は登録省令様式第13の写し
- (3) 登録省令第2条第2項第3号 誓約書（業務主任者用）（要綱様式第2号）
- (4) 登録省令第2条第2項第4号 業務主任者雇用証明書（要綱様式第3号）若しくは雇用契約書の写し及び住民票（県内居住者は不要）
- (5) 登録省令第2条第2項第5号 当該申請に係る法人の登記事項証明書
- (6) 登録省令第2条第2項第6号 申請者（法人である場合には、業務を行う役員）、業務主任者の生年月日及び性別を証する書面

(砂利採取業者の登録)

第5条 知事は、法第3条の登録の申請に基づき登録を行ったときは、当該申請に係る砂利採取業者に砂利採取業者登録証（要綱様式第4号）を交付するとともに、砂利採取業者登録簿（要綱様式第5号）に登載するものとする。

(事業の承継)

第6条 法第8条第1項の事業の承継の届出は、登録省令様式第3の砂利採取業承継届書を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、第4条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 登録省令第4条第2項の書類は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該号に定めるとおりとする。

- (1) 登録省令第4条第2項第1号 登録省令様式第4の2及び事業の全部譲渡契約書の写し
- (2) 登録省令第4条第2項第2号 登録省令様式第5及び戸籍謄本
- (3) 登録省令第4条第2項第3号 登録省令様式第6及び戸籍謄本
- (4) 登録省令第4条第2項第4号 法人の登記事項証明書
- (5) 登録省令第4条第2項第5号 登録省令様式第6の2、事業の全部承継契約書の写し及び法人の登記事項証明書
- (6) 登録省令第4条第2項第6号 誓約書(承継人用)(要綱様式第6号)
- (7) 登録省令第4条第2項第7号 承継者(法人である場合には、業務を行う役員)の生年月日及び性別を証する書面

(登録事項の変更の届出)

第7条 法第9条第1項の規定に基づく業者登録の変更の届出は、登録省令様式第7の登録事項変更届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、第4条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 登録省令第5条第2項の書類は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該号に定めるとおりとする。

- (1) 当該変更が法人の業務を行う役員に係るものであるとき。 誓約書(役員変更用)(要綱様式第7号)及び第2条第2項第6号に掲げる書面(当該変更に係るものに限る)
- (2) 当該変更が業務主任者の変更又は事務所の新設に係るものであるとき。 第4条第3項第2号から第4号まで及び第6号(当該変更に係るものに限る)に掲げる書類

(業者登録の廃止)

第8条 法第10条の規定に基づく業者登録の廃止の届出は、登録省令様式第8の砂利採取業廃止届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、第4条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 砂利採取業者は、第1項の規定に基づき砂利採取業廃止届出書を提出するときは、砂利採取業者登録証(要綱様式第4号)を返納するものとする。

(合格証等の再交付)

第8条の2 登録省令第14条の規定に基づく砂利採取業務主任者合格証又は認定証の再交付の申請は、要綱様式第15号の再交付申請書を知事又は最寄りの総合事務所長等に提出して行うものとする。

2 砂利採取業者登録証の再交付の申請は、砂利採取業者登録証再交付申請書(要綱様式第16号)を知事又は最寄りの総合事務所長等に提出して行うものとする。

第3章 採取認可

(採取認可の申請)

第9条 法第18条第1項の規定に基づく採取計画の認可の申請は、当該申請に係る採取場の所在地において、第4条第1項の表の採取場の所在地の区分に従い、それぞれの総合事務所長等に、規則様式第1号の採取計画認可申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請には、規則様式第4号から第8号までを添付するとともに、次の表の様式の区分に従い、それぞれ同表の添付書類の欄に定める書類を添付するものとする。

様式	添付書類
1 規則様式第1号 (採取計画認可申請書)	(1) 砂利採取場に係る土地の位置図 (2) 砂利採取場及びその周辺の見取図 (3) 砂利採取場に係る土地の実測平面図

	<p>(4) 砂利採取場に係る土地の実測縦断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの</p> <p>(5) 砂利採取場に係る土地の実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの</p> <p>(6) 砂利採取場に係る丈量図</p> <p>(7) 砂利採取場に係る公図</p> <p>(8) 砂利採取場の現況を撮影した写真</p> <p>(9) 砂利採取業者登録証（要綱様式第4号）の写し</p> <p>(10) 土地関係調書（要綱様式第8号）</p> <p>(11) 砂利採取場に係る土地の登記事項証明書</p> <p>(12) 砂利採取場の区域に隣接する土地の登記事項要約書</p> <p>(13) 砂利採取場に係る土地において砂利採取が行える旨を内容とする土地所有者その他当該土地に関し第三者に対抗する権利を有する者等との契約書又は同意書の写し、及び砂利採取場に係る土地の売買予約契約書の写しその他当該土地について砂利採取が行える権利を取得する見込みがあることを証する書類</p> <p>(14) 砂利採取場の区域に隣接する土地の所有者が、隣接において砂利採取業がなされることを同意したことを示す書面</p> <p>(15) 地元公共団体等との協議等が必要なときは、その協議において異議がなかったことを証する書類</p> <p>(16) 関係法令調書（要綱様式第9号）</p> <p>(17) 砂利採取に関し他の行政庁の許可、認可その他の処分が必要なときは、当該処分を行った行政庁が発行した証明書若しくは許可書、認可書、証明書、許可通知書等の写し又は当該他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分を受けるための申請書等の写し</p>
2 規則様式第4号 （砂利採取施工計画）	<p>(1) 砂利採取場の計画見取図（採取が段階をおって行われるときは段階ごとのもの）</p> <p>(2) 掘削後の土地の計画平面図（採取が段階をおって行われるときは段階ごとのもの）</p> <p>(3) 1の(4)及び(5)の書類（採取が段階をおって行われるときは段階ごとのもの）</p> <p>(4) 砂利採取場の代表的な断面に計画を記載したもの（採取が段階をおって行われるときは段階ごとのもの）</p> <p>(5) 選別・洗浄に係る機械設備の配置を示したもの</p>
3 規則様式第5号 （掘削作業計画）	<p>(1) 砂利の賦存の状況を示す書類</p> <p>(2) 掘削、埋戻しの土量計算書</p> <p>(3) 隣接地の利用状況及び砂利採取場と隣接地との関係を明らかにする図面</p> <p>(4) 進入防止施設、飛砂防止施設の構造を示した図面</p> <p>(5) 管理・監督を行う業務主任者の合格証等（登録省令様式第11又は登録省令様式第13）の写し</p> <p>(6) 災害発生時の連絡系統図</p>
4 規則様式第6号 （汚濁水等処理計画）	<p>(1) 排水系統図</p> <p>(2) 水理計算書</p> <p>(3) 排水施設、土留め施設等の構造図</p> <p>(4) 汚泥の堆積場所を明らかにする図面</p> <p>(5) 排水先水路の管理者の同意書</p>
5 規則様式第7号 （採取跡地埋戻計画）	<p>(1) 埋戻保証書</p> <p>(2) 埋戻し土砂等が確保されていることを示す書面</p> <p>(3) 土砂等が産業廃棄物関係法令に適合することの確認を</p>

	<p>受けたことを証する書類及び確認を受けるために提出した書面</p> <p>(4) 他の砂利採取場の位置図及び写真等</p> <p>(5) 他の砂利採取場の認可指令書</p> <p>(6) 埋戻しの施工に係る計画横断面図</p>
6 規則様式第8号 (砂利運搬計画)	<p>(1) 水切りの施設等の設置場所を明らかにする図面</p> <p>(2) 砂利採取場から国道又は県道に至るまでの経路を示した図面</p> <p>(3) 駐車場の構造図</p> <p>(4) 採取場への搬入出において、道路法上の道路以外を使用する場合、その道路管理者の同意書</p>

3 総合事務所長等は、法第16条又は法第20条第1項の規定に基づき認可又は不認可の処分を行ったときは、その内容を知事、採取計画の認可申請時に通報を行った市町村長及び鳥取県公安委員会に通報するものとする。

(採取計画認可台帳)

第10条 総合事務所長等は、法第16条又は法第20条第1項の規定に基づき認可又は不認可の処分を行ったときは、採取計画認可台帳（要綱様式第10号）に登載するものとする。

(認可計画の変更)

第11条 法第20条第1項の規定に基づく認可計画の変更の認可の申請は、規則様式第2号の認可計画変更認可申請書を提出して行うものとする。

2 法第20条第2項の規定に基づく認可計画の軽微な変更の届出は、規則様式第2号の2の認可計画軽微変更届を提出して行うものとする。

3 法第20条第3項の規定に基づく変更の届出は、認可省令様式第3の氏名等変更届書を提出して行うものとする。

4 第2項の規定に基づき変更届を提出しようとする砂利採取業者は、あらかじめ、当該届出に係る砂利採取場を所管する総合事務所長等と協議を行わなければならない。

5 第1項の申請又は第2項若しくは第3項の届出は、第4条第1項の規定を準用する。

6 第1項の申請又は第2項若しくは第3項の届出には、当該変更により変更が必要な書類を添付するものとする。

第12条 砂利採取業者が行う認可計画の変更が、次に掲げる場合に該当するときは、新たな採取認可の申請として取り扱うものとする。なお、採取の期間の延長に係る認可計画の変更において、延長した後の当該認可計画の採取の期間は、3年を限度とするものとする。

(1) 認可計画の変更の事項が採取の期間の延長である場合

ア 当該採取の期間の延長が天変地異、申請者の責めに帰さない事業の休止等やむを得ないものと合理的に認められるものでないとき。

イ 当該採取の期間の延長が、砂利採取業者が採取期間において当初予定していた砂利の販売が、当初想定していなかった事由によりできなくなり、かつ、当該採取の期間内に予定している砂利の保管等が困難であると合理的に認められるものでないとき。

なお、当該認可計画の変更が合理的なものと認められる場合にあっては、砂利採取業者は当初の採取認可の申請時において予定していなかった採取した砂利の保管場所の確保を行うこととなるが、当該変更の事由が生じたときに速やかに採取した砂利の保管場所を確保することにより、延長期間を必要最小限とするともに、当該期間内に埋戻しを完了すること。

(2) 認可計画の変更の事項が採取の期間以外である場合

当該変更が行われることにより、採取の方法、災害防止施設等が一新されること。

(砂利採取の廃止)

第13条 法第24条の規定に基づく砂利採取の廃止は、認可省令様式第4の砂利採取廃止届書を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、第9条第1項の規定を準用する。

(砂利採取の協議)

第14条 国又は地方公共団体が法第43条の規定に基づき行う砂利採取の協議は、当該国又は地方公共団体が行う砂利採取（以下「公共採取」という。）が砂利の採取を主目的としない公共工事に伴うものであるときは、第4条第1項の表の砂利採取場の所在地の区分に従い、それぞれの総合事務所長等に砂利採取計画協議書（要綱様式第11号）を提出して行い、公共採取が砂利の採取を主目的とする公共事業に伴うものであるときは、第9条の規定を準用して砂利の採取の協議の手続を行うものとする。

2 前項の協議には、次の各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 採取位置を示した位置図
- (2) 工事内容を示した現況平面図に計画を記載したもの
- (3) 工事内容を示した現況縦断面図に計画を記載したもの
- (4) 工事内容を示した現況横断面図に計画を記載したもの
- (5) 工事内容を示した標準横断面図
- (6) 砂利の搬出先までの経路を示した図面
- (7) 工事予定工程表

3 協議が成立した公共採取に係る採取計画の変更又は砂利採取の休止若しくは廃止については、第12条第1項、第5項及び第6項又は前条の規定を準用する。

(申請書等作成要領)

第15条 前章及びこの章に定める申請書及び届出書等に係る書類の記入の方法等については、申請書等作成要領（別表第1）において定めるところによる。

第4章 認可計画不遵守等に対する指導監督

(業務に関する報告)

第16条 法第33条の業務に関する報告は、規則様式第3号の業務状況報告書を当該認可を行った総合事務所長等に提出して行うものとする。

2 前項の報告には、次の各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 採取実績を明らかにする書類
- (2) 採取認可の申請時に提出した砂利採取施工計画（規則様式第4号）その2に実績を記載したもの
- (3) 採取認可の申請時に提出した平面図、縦断面図及び横断面図に報告時点の施工状況を示したもの

(立入検査等)

第17条 総合事務所長等は、条例第10条第2項から第5項の規定に基づき、職員に立入検査を行わせるほか、職員に定期的に砂利採取場へ立ち入らせ、認可計画が遵守されているか確認を行わせるものとする。

2 前項の規定により砂利採取場に立ち入り、確認を行った職員は、砂利採取場現地調査報告書（要綱様式第12号）により、総合事務所長等に報告するものとする。

(措置命令)

第18条 総合事務所長等は、法第23条第2項の命令（以下「措置命令」という。）を行おうとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき弁明の機会を付与するため、砂利採取業を行う者に対し、弁明書を提出する期限を付して、弁明通知書（要綱様式第13号）により、通知するものとする。

2 総合事務所長等は、前項の弁明通知書に対応して弁明書が提出されたときは、当該弁明書の内容を勘案した上で、措置命令書（要綱様式第14号）により、措置命令を行うものとする。ただし、前項に定める期限までに弁明書が提出されないときは、この限りでない。

3 総合事務所長等が行う措置命令は、認可計画に違反した事実を是正し、当該違反の再発を防止するために当該違反をした砂利採取業を行う者（以下「違反者」という。）が行うべき措置及びその内容を具体的に明示するとともに、当該措置命令が違反者に到達した日の翌日から起算して2日以内に当該措置に着手し、その内容に応じ合理的に必要とされる期間として当該措置命令において明示した期間内にこれを完了すべきことを内容とするものとする。

4 総合事務所長等は、措置命令を行った後は、随時、当該措置命令の履行状況を確認す

るものとする。

(措置命令不遵守への対応)

第19条 知事は、違反者が、当該措置命令に従って必要な措置に着手せず、又は当該命令の履行期限までにこれを完了しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定に基づき戒告を行い、期限までにその義務を履行しない場合は、同条第2項の規定による通知を行った上で、代執行を行うものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき代執行を行ったときは、当該違反者に対して、法第34条の4第1項の規定に基づく聴聞を行い、当該聴聞での違反者の主張も勘案した上で、法第26条の規定による認可計画の認可の取消し又は6箇月以内の砂利の採取の停止（以下「認可取消等」という。）を行うものとする。

3 知事は、前項の規定に基づき認可取消等を行おうとするときは、法第12条の規定による砂利採取業者の登録の取消し又は6箇月以内の砂利採取業者の事業の停止（以下「登録取消等」という。）も併せて検討するものとする。

4 知事は、違反者に対して認可取消等又は登録取消等を行うときは、刑事告発を検討するものとする。

5 認可取消等若しくは登録取消等又は刑事告発は、違反者の違反の程度を勘案し、違反者処分基準（別表第2）に従い行うものとする。

(災害防止のための対応)

第20条 総合事務所長等は、砂利採取に伴う災害を防止するため必要と認めるときは、当該砂利採取に係る砂利採取業者に対し、速やかに、法第22条の規定に基づき認可計画の変更を命じ、法第23条第1項の規定に基づき災害の防止のために緊急に必要な措置を命じるものとする。

(命令の報告等)

第21条 総合事務所長等は、第18条又は前条の規定に基づき通知、命令等を行ったときは、遅滞なく知事に報告するものとする。

2 知事は、第19条の規定に基づき取消等の措置を行ったときは、総合事務所長等に通知するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 鳥取県砂利採取法事務取扱要綱（昭和49年7月1日付発河第46号土木部長通知）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

別表第1（第15条関係）

申請書等作成要領

第1 砂利採取業者登録

1 砂利採取業者登録申請（登録省令様式第1）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

18,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

イ 記載に当たっての留意事項

業務を行う役員については、法人の登記事項証明書に記載されている役員（監査役を除く。）すべてを記入すること。

(2) 添付書類の作成

登録省令第2条第2項各号の書類を作成して添付すること。

2 砂利採取業承継届（登録省令様式第3）

(1) 届書の作成

この届書は、砂利採取業者が、事業の全部を譲り受け、又は砂利採取の事業の相続若しくは砂利採取業者との合併により、砂利採取業者の地位の承継をしたときに作成して提出すること。

(2) 添付書類の作成

登録省令第4条第2項各号の書類を作成して添付すること。

3 登録事項変更届（登録省令様式第7）

(1) 届書の作成

法第4条第1項各号の事項について変更が生じたときに提出すること。

(2) 添付書類の作成

登録省令第5条第2項の書類を作成して添付すること。

4 砂利採取業廃止届（登録省令様式第8）

(1) 届書の作成

砂利採取業を廃止をしたときに作成して提出すること。

(2) 添付書類の作成

砂利採取業者登録証（要綱様式第4号）を添付すること。

5 再交付申請（要綱様式第15号）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

2,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

イ 記載に当たっての留意事項

写真（手札形とし、申請前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。

6 砂利採取業登録証再交付申請（要綱様式第16号）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

4,500円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

イ 添付書類

当該申請に係る法人の登記事項証明書を添付すること。

第2 計画認可

1 採取計画認可申請（規則様式第1号）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

37,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

イ 記載に当たっての留意事項

砂利採取の認可を受けようとするときに提出すること。砂利採取の認可の申請は、砂利採取を始めようとする日の2月以上前に行うことが望ましい。

- (2) 添付書類及び添付図面等
第9条の表に定める書類及び添付図面等を添付すること。
 - 2 砂利採取施工計画（規則様式第4号）
 - (1) 計画の作成
規則様式第4号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条の表に定める書類及び図面を添付すること。
 - 3 掘削作業計画（規則様式第5号）
 - (1) 計画の作成
規則様式第5号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条の表に定める書類及び図面を添付すること。
 - 4 汚濁水等処理計画（規則様式第6号）
 - (1) 計画の作成
規則様式第6号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条の表に定める書類及び図面を添付すること。
 - 5 採取跡地理戻計画（規則様式第7号）
 - (1) 計画の作成
規則様式第7号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面等
第9条の表に定める書類及び図面等を添付すること。
 - 6 砂利運搬計画（規則様式第8号）
 - (1) 計画の作成
規則様式第8号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面
第9条の表に定める書類及び図面を添付すること。
 - 7 認可計画変更認可申請書（規則様式第2号）
 - (1) 申請書の作成
17,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）
ア 記載に当たっての留意事項
規則様式第2号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面等
当該変更により変更が必要な書類及び図面等を添付すること。
 - 8 認可計画軽微変更届（規則様式第2号の2）
 - (1) 届出書の作成
規則様式第2号の2に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面等
当該変更により変更が必要な書類及び図面等を添付すること。
 - 9 砂利採取計画協議（要綱様式第11号）
 - (1) 協議書の作成
要綱様式第11号に記入すること。
 - (2) 添付書類及び添付図面等
第14条第2項に定める書類及び図面等を添付すること。
- 第3 業務状況報告等
- 1 氏名等変更届（認可省令様式第3号）
 - (1) 届書の作成
認可省令様式第3号に記入すること。
 - 2 砂利採取廃止届（認可省令様式第4号）
 - (1) 届書の作成
認可省令様式第4号に記入すること。
 - (2) 添付書類等

廃止後の現況写真を添付すること。

3 業務状況報告（規則様式第3号）

（1） 報告書の作成

規則様式第3号に記入すること。

（2） 添付書類等

掘削状況等を示す図面（平面図、横断面図、縦断面図等）等を添付すること。

別表第2（第19条関係）

違反条項	砂利採取場の状況	違反者処分の基準			
		措置基準			
		一次措置	二次措置	三次措置	四次措置
1 法第3条違反（無登録採取）	災害が発生する恐れがない。又は少ない。	警告 措置命令 （法第23条第2項）	刑事告発		
	現に災害が発生し、又は発生する恐れがある。	警告 措置命令 （法第23条第2項）	刑事告発		
2 法第12条（登録の取消し等）の規定に該当する者					
(1) 第1項第1号に該当する者 （法第6条第1項第1号、第3号から第5号まで又は第7号のいずれかの登録拒否事由に該当することとなった者）		事業の全部又は一部停止命令（6箇月） （法第12条第1項）	登録の取消し （法第12条第1項）		
(2) 第1項第2号に該当する者 （法第6条第1項第6号の業務主任者を2週間を超えて置いていない者）		事業の全部又は一部停止命令（1箇月） （法第12条第1項）	事業の全部又は一部停止命令（6箇月） （法第12条第1項）	登録の取消し （法第12条第1項）	
(3) 第1項第3号に該当する者 （法第9条第1項の登録事項の変更届出をせず、又は虚偽の届出をした者）		事業の全部又は一部停止命令（1箇月） （法第12条第1項）	事業の全部又は一部停止命令（6箇月） （法第12条第1項）	登録の取消し （法第12条第1項）	
(4) 第1項第4号に該当する者 （法第16条の認可を受けずに採取を行った者）	災害が発生する恐れがない。又は少ない。	措置命令 （法第23条第2項）	事業の全部又は一部停止命令（6箇月） （法第12条第1項）	登録の取消し （法第12条第1項） 刑事告発	
	現に災害が発生し、又は発生する恐れがある。	措置命令 （法第23条第2項） 事業の全部又は一部停止命令（6箇月） （法第12条第1項）	登録の取消し （法第12条第1項） 刑事告発		
(5) 第1項第5号に該当する者 （法第26条の認可の取消しを受けた者）		登録の取消し （法第12条第1項） 刑事告発			
(6) 第1項第6号に該当する者 （不正の手段により法第3条の登録を受けた者）		登録の取消し （法第12条第1項） 刑事告発			
3 法第26条（認可の取消し等）の規定に該当する者					
(1) 第1号に該当する者 （法第21条の遵守義務に違反した者）	・軽微な違反 ・災害が発生する恐れがない、又は少ない。	指導監督・改善計画 （条例第8条第1項）	措置命令 （法第23条第2項）	その認可に係る砂利採取場の砂利の採取停止命令（1～3箇月） （法第26条）	認可の取消し（法第26条）
	・災害の発生する恐れはないが、重大な違反がある。	措置命令 （法第23条第2項）	その認可に係る砂利採取場の砂利の採取停止	認可の取消し （法第26条）	

			命令（1～6箇月） （法第26条）		
	・現に災害が発生し、又は発生する恐れがある。	措置命令 （法第23条第2項）	その認可に係る砂利採取場の砂利の採取停止命令（1～6箇月） （法第26条）	認可の取消し （法第26条）	

違反条項	砂利採取場の状況	措置基準			
		一次措置	二次措置	三次措置	四次措置
(2) 第2号に該当する者					
ア 法第22条の認可採取計画の変更命令又は法第23条第1項の緊急措置命令に違反した者		その認可に係る砂利採取場の砂利の採取停止命令（1～6箇月） （法第26条）	認可の取消し （法第26条）		
イ 法第23条第1項の緊急措置命令又は採取停止命令に違反した者		認可の取消し （法第26条）			
(3) 第3号に該当する者 （法第31条の認可の条件に違反した者）		指導	その認可に係る砂利採取場の砂利の採取停止命令（1～6箇月） （法第26条）	認可の取消し （法第26条）	
(4) 第4号に該当する者 （不正の手段により法第16条の認可を受けた者）		認可の取消し （法第26条）			
4 法第9条第1項（変更の認可等）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者		指導	再指導	刑事告発	
5 法第32条（帳簿の記載）の規定に違反して同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者					
6 法第33条（報告の徴収）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者					
7 法第34条第2項又は第3項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者					
8 法第8条第2項（承継）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者					
9 法第10条（廃止の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者		指導	再指導	過料の申立	
10 法第20条第3項（氏名等変更届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者					
11 法第24条（廃止の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者					

12 法第29条（標識の掲示）の規定に違反した者				
--------------------------	--	--	--	--

- 注) 1 本表により措置を行うときは、措置基準欄の一次措置から行うものとし、違反者がこれに従わない場合は二次措置以降の措置を行う。
ただし、重大な災害を発生させた者又は悪質な違反者については、この限りでない。
- 2 複数の条項に該当する場合は、より重い措置基準に従い措置を行う。

要綱様式第1号（第4条関係）

誓約書（申請者用）

私は、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が事実と異なるときは、登録を取り消されても異議を申しません。

年 月 日

住所

登録申請者名 印
（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

鳥取県知事 様

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は登録申請する日とすること。
- 4 登録申請者名については、申請者の氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名を記載すること。

要綱様式第2号（第4条関係）

誓約書（業務主任者用）

私は、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第6条第1項第1号から第4号までに規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

年 月 日

住所

業務主任者名

印

鳥取県知事

様

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は登録申請する日とすること。
- 4 業務主任者名は登録を受けようとする事務所に置く業務主任者の氏名を記載すること。

要綱様式第3号（第4条関係）

業務主任者雇用証明書

下記の者は、（登録申請者名）が雇用している者であることを証明します。

年 月 日

住所

登録申請者名 印
（法人にあつては、名称及び代表者職氏名）

鳥取県知事 様

記

業務主任者名	従事する事務所名	生 年 月 日	合格証又は認定証の番号	区 分	
				代表者	
		年 月 日	合格・認定 第 県 号	役員	
		年 月 日		従業員	
		年 月 日		代表者	
		年 月 日	合格・認定 第 県 号	役員	
		年 月 日		従業員	
		年 月 日		代表者	
		年 月 日	合格・認定 第 県 号	役員	
		年 月 日		従業員	
		年 月 日		代表者	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は登録申請する日とすること。
- 4 登録申請者名については、申請者の氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名を記載すること。
- 5 この様式に代えて雇用契約書を添付してもよい。

砂利採取業者登録証

鳥取県砂利登録第 号

名 称

代 表 者 名

事務所所在地

年 月 日付けで申請の砂利採取業に
ついては、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第
3条の規定により登録する。

年 月 日

鳥取県知事

要綱様式第6号（第6条関係）

誓約書（承継人用）

私は、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

年 月 日

住所

承継人名 印
（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）

鳥取県知事 様

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は届出する日とすること。
- 4 承継人名は、承継人の氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名を記載すること。

要綱様式第7号（第7条関係）

誓約書（役員変更用）

下記の役員は、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第6条第1項第1号から第4号までに規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が事実と異なるときは、登録を取り消されても異議を申しません。

年 月 日

住所

変更登録届出者名 印
（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

鳥取県知事 様

役職名	役員の名	役員が行う業務

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は届出する日とすること。
- 4 変更に係る役員の役職名、氏名、業務の内容を記載すること。

要綱様式第9号（第9条関係）

番号	関係法令	関 係 法 令 調 書					
		適用の有無	必要な許認可等の内容	処分の内容または処分を受ける見込み等	所管課 (関係課)	許認可日 申請日	許認可 期間
1	自然公園法	有・無					
2	農地法	有・無					
3	森林法	有・無					
4	河川法	有・無					
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	有・無					
6	地すべり等防止法	有・無					
7	鳥取県砂防指定地管理条例	有・無					
8	道路法	有・無					
9	公有水面埋立法	有・無					
10	文化財保護法	有・無					
11	国有財産法	有・無					
12	大気汚染防止法	有・無					
13	水質汚濁防止法	有・無					
14	騒音規制法	有・無					
15	土壌汚染対策法	有・無					
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	有・無					
17	鳥取県景観形成条例	有・無					
18	鳥取県開発事業指導要綱	有・無					

採 取 計 画 認 可 台 帳

作成年月日 年 月 日

整理番号

採取場	名称：	所在地：	電話
事務所	名称：	所在地：	電話
申請者	氏名（名称）：	住所：	電話
業務主任者	氏名：	住所：	電話
	氏名：	住所：	電話
認可番号			
認可年月日	年 月 日	年 月 日	
認可期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	
採取面積		m ²	m ²
掘削区域		m ²	m ²
その他		m ²	m ²
砂利の種類			
採取砂利量			
採取方法			
主な認可条件			
変更認可	年 月 日	年 月 日	
変更事項			

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

年 月 日

砂 利 採 取 計 画 協 議 書

職氏名 様

住所
協議者
氏名

印

砂利採取法第43条の規定により、次のとおり砂利採取計画の協議をします。

1 工事の区域	工事名		
	工事場所		
	区域面積		
	発注側 担当者		
	施工側 担当者		
2 採取をする砂利 の種類及び数量	種 類	数 量	
3 採取の期間	工事期間		
4 採取砂利の用途	用 途		
	工事名		
	工事場所		
	工事期間		
	発注側 担当者		
5 砂利の採取の方 法及び採取のため の設備その他の施 設に関する事項	工事計画	別添図面のとおり	
	設計にあたり 参考にした基準		
6 砂利の採取に伴 う災害の防止のため の方法及び施設 に関する事項	施工にあたり 遵守する基準		
7 採取をした砂利 の水切りの方法及 び設備その他の施 設に関する事項	施工にあたり 遵守する基準		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ※の項は、記載しないこと。

砂利採取場現地調査報告書

局長	副局長	課長	課長補佐 主幹	係長 副主幹	合議	主査
日時				場所		
確認者				対応者		
確認項目				調査結果	不適の場合その内容	
1	掘削状況					
	区域外で採取していないか			適・不適		
	掘削勾配は計画どおりか			適・不適		
	小段幅は計画どおりか			適・不適		
	掘削面は安全か(崩壊等)			適・不適		
	掘削斜面に異常がある場合の措置			適・不適		
2	排水路管理					
	汚濁水が流出していないか			適・不適		
	排水施設が管理され機能しているか			適・不適		
3	埋戻し状況					
	計画に従った埋戻しがされているか			適・不適		
	透水層が適切に開削されているか			適・不適		
4	第三者への危険防止					
	採取場への進入防止柵の設置			適・不適		
	公道等を汚損していないか			適・不適		
5	その他					
	業務主任者の管理監督は適切か			適・不適		
【特記事項】						

備考

- 1 調査した項目についてその適・不適を丸等で囲み不適の場合はその内容を記載すること。
- 2 確認する必要がない項目については、二重線で削除すること。
- 3 特記事項の欄には、業者へ指示した事項等を記載すること。
- 4 必要に応じて、採取場の状況を明らかにする写真等を添付すること。
- 5 この様式に準じた任意の様式に代えることができる。

弁 明 通 知 書

（ 番 号 ）

様

あなたは、予定されている下記の不利益処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき弁明を行うことができますので、同法第30条の規定により通知します。

年 月 日

（ 職 氏 名 ） 

記

弁 明 の 件 名	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容	
根 拠 と な る 法 令 の 条 項	
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日 ()
備 考	

要綱様式第14号（第18条関係）

（ 番 号 ）

（住所）

（氏名）

年 月 日付鳥取県指令 第 号で認可した砂利採取計画については、（ 年 月 日の現地調査の結果、）砂利採取法（昭和43年法律第74号）第21条の規定に違反して砂利の採取が行われていることが確認された。

については、砂利の採取に伴う災害の防止のため必要な措置を講ずる必要があるため、砂利採取法第23条第2項の規定に基づき、下記のとおり措置するよう命ずる。

年 月 日

（ 職 氏 名 ） 

記

（以下命令内容）

（教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考

- 1 名宛人が法人の場合は、氏名に代えてその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 砂利採取場現地調査報告書等現地調査を行った結果を明らかにする書面を添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

（×印の項は、記載しないこと）

再 交 付 申 請 書

鳥取県知事 様

年 月 日

住 所
氏 名 印

砂利採取業務主任者合格証・認定証の再交付を受けたいので、鳥取県砂利採取事務取扱要綱第8条の2第1項の規定により申請します。

生年月日	
理 由	

（備 考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 「合格証・認定証」は、いずれか一方を消すこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

（×印の項は、記載しないこと）

砂利採取業者登録証再交付申請書

鳥取県知事 様

年 月 日

住 所

氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者の氏名

印

砂利採取業者登録証の再交付を受けたいので、鳥取県砂利採取事務取扱要綱第8条の2第2項の規定により申請します。

登録年月日	
理 由	

（備 考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。